

可決
すべき

文教福祉 常任委員会

委員長 秋永 安次

●高島市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

●高島市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

医療保険制度の見直しにより、70歳から74歳までの医療費の自己負担が1割から2割に引き上げられました。このため、自己負担が1割である65歳から69歳までの世代と、2割になった70歳から74歳までの世代間で不整合が生じることとなります。

これに対し当条例改正は、ひとり暮らし高齢寡婦および

低所得老人の福祉医療費の助成対象年齢を現在の65歳から74歳に拡大し、また、助成内容を医療費の2割助成から1割助成に見直すことで、世代間均衡を図るものです。

●高島市立公民館の設置および管理に関する条例および高島市立図書館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

旧地場産業振興センターの改修整備について、市民交流の促進を図ることを目的に、現在の新旭公民館および新旭図書室を整備後の施設に移転するため、所要の改正を行うものです。
移転後の図書室は、車いす利用者がそのまま入室できる広さになる等、サービスが低下しないよう計画されているとのことです。



▲現在の新旭公民館



▲旧地場産業振興センター 改修後は複合施設になります

●高島市農民研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

新旭公民館に併設している新旭農民研修センターについて、設置後相応の年月が経過し、当初の設置目的を果たしたことから、公民館および図書室の施設移転を機に、これを廃止するため所要の改正を行うものです。

審議の結果、以上4議案は、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。